

合理的配慮の効果的な周知方法について

1 経緯

- 令和6年4月1日、改正障害者差別解消法の施行により、事業者から障害のある方への合理的配慮の提供が義務化された。
しかし、法改正の内容が十分に認知されているとはいえない状況にある。
- 合理的配慮の更なる普及のための効果的な周知方法を検討する必要があると考え、全国調査及び障害者差別解消支援ネットワーク会議委員（以下「NW 会議委員」という）に対するアンケートを実施した。

2 全国調査結果（概要）

- 回答自治体：40都道府県
- 回答結果：

	取組内容（複数回答あり）				
	ホームページでの周知	チラシ等の作成	SNSでの配信	動画の作成	イベント
取組自治体数	40	32	10	15	11
山梨県取組状況	○	○	○		

- 動画の作成について（抜粋）
 - ・ 業種を絞った具体的な対応例の動画作成
 - ・ 動画作成業者を企画提案競技により決定
 - ・ 一般・中高生向けと小学生向けの2種類作成
- イベントの実施について（抜粋）
 - ・ 障害者差別解消関係のフォーラム内で周知・啓発イベント実施
 - ・ パネル展
 - ・ スポーツチームのホームゲームでの、場内アナウンスや場内での啓発動画の放映、来場者へ合理的配慮の事例集を配布
 - ・ 他業種イベントでの障がい体験ブース設置
 - ・ 自立支援協議会の活動の中での体験型研修
 - ・ 街頭周知・啓発
 - ・ 障害理解促進イベント等で周知啓発
 - ・ 商業施設でのステージプログラム

3 ネットワーク会議委員アンケート調査結果（概要）

○ Q1 改正障害者差別解消法の内容が事業者及び障害のある方に浸透しているか

回答内容	回答数
はい	6
いいえ	25
わからない	1

○ Q2 改正法の内容の周知のためどのような取組を行うのが良いか

主な回答内容	回答数（複数回答あり）
周知活動の継続実施	11
事業者に対する取組の強化	8
動画配信、各種媒体の活用等の広報の強化	7

○ Q2 回答（抜粋）

① 周知活動の継続実施

- ・ 県ホームページ、新聞、SNS 等による広報活動を継続して実施。
- ・ 各市町村が発行する広報誌を活用。

② 事業者に対する取組の強化

- ・ 業界団体、事業者向けの説明会・研修会の開催。
- ・ 業種別・地域別の説明会の開催（合理的配慮の具体例や対応方針の共有）
- ・ 障害者団体や当事者の声を取り入れた「対話型」の研修方式。
- ・ 現場での対応の参考となる障害別の事例集の作成・配布。
- ・ 事業者へのリーフレット配布やセミナー等による啓発。
- ・ 県内の事例を集めた事例集の作成並びに事業者等への配布。

③ 動画配信、各種媒体の活用等の広報の強化

- ・ 合理的配慮の具体的事例を収録した動画の配信。
- ・ 事業分野ごとの啓発活動の強化（障害の種別に応じて、特に配慮が求められる場面や事例を関係者が共有し、具体的な対応への理解を深める取組の実施）
- ・ 障害者差別解消の相談窓口（障害者や事業者が気軽に相談できる「つながり窓口」など）の周知。

④ その他（教育、雇用）

- ・ 感受性豊かで成長期にある小学生を対象に啓蒙活動を実施し、障害に理解ある人を育成する。
- ・ 学校教育・職業訓練における普及啓発。学校における人権教育の一環として、障害者差別解消法に関する授業内容の取り入れ。職業訓練校や専門学校でのカリキュラム化の検討。
- ・ 障害者の就職支援をするための機能の充実が必要である。

- Q3 障害のある方が合理的配慮の提供に関する相談をしやすいするため、各団体で行っている取り組みについて

主な回答内容	回答数（複数回答あり）
学習会・研修の実施	7
関係情報の内部共有	5
相談窓口設置	3

- Q3 回答（抜粋）

① 学習会・研修会の実施

- ・ 団体内部で学習会等や経営者向けセミナー等での周知。
- ・ 知的障害や発達障害のある人たちを理解するための疑似体験研修会を実施。
- ・ 事業主に対して、各種セミナー等の場で周知しているほか、自主的な解決が難しい場合は、当事者からの求めに応じて、必要な助言、指導または勧告、調停を行う紛争解決の援助を実施。
- ・ 発達障害者支援に係る関係団体の意見等を踏まえた普及啓発活動や研修会の実施。

② 関係情報の内部共有

- ・ 広報誌、会報で情報提供を行った。
- ・ 関係者に対してネットワーク通信を送付したり、担当者会議等において、法律の周知を図ったりしている。
- ・ 所属職員への関係情報の共有等による意識づけ・向上（ネットワーク通信の供覧、会議資料の供覧、庁舎内へのポスター掲示など）

③ 相談窓口の設置等

- ・ 喘息でうまく話すことができない方への、筆談での相談内容の聞き取りの実施。
- ・ 障害のある方を含む住宅確保要配慮者が利用できる相談窓口（居住支援法人の紹介等）の設置。
- ・ 通達の発出による職員への周知や相談室の設置。

④ その他

- ・ 県と連携してユニバーサル事業を実施し、相談しやすい体制の構築。
- ・ 地域における支援体制の強化（住宅と福祉の連携、関係者のネットワーク強化、居住支援法人への支援等）
- ・ 民間賃貸住宅の貸主への啓発活動の強化（ホームページ、リーフレット、セミナー、講演会等）

4 各団体をお願いしたいこと

- 各団体におかれては、学習会や研修、関係情報の内部共有を継続して実施していただきたい。
- 県職員が出向いて施策等の説明を行う県政出張講座でも合理的配慮について取り扱っているので、積極的な活用をお願いしたい。

5 山梨県の取組

- これまでに、ホームページでの周知、チラシ等の作成を行い、今年度新たに SNS での配信を行った。
- 今後行うべき取組について、本県で実施したことのない、動画の作成及びイベントの実施、その他効果的な周知方法について、検討していく。